

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

企業や農林漁業・商工自営業等の「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働けるような環境の整備に努めます。また、育児・介護等に対する支援策の充実を図ります。

基本目標Ⅱ

男女がともに働きやすい環境づくり

- 方針1 雇用の分野における男女平等の推進
- 方針2 仕事と家庭との両立への支援
- 方針3 農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

方針1 雇用の分野における男女平等の推進

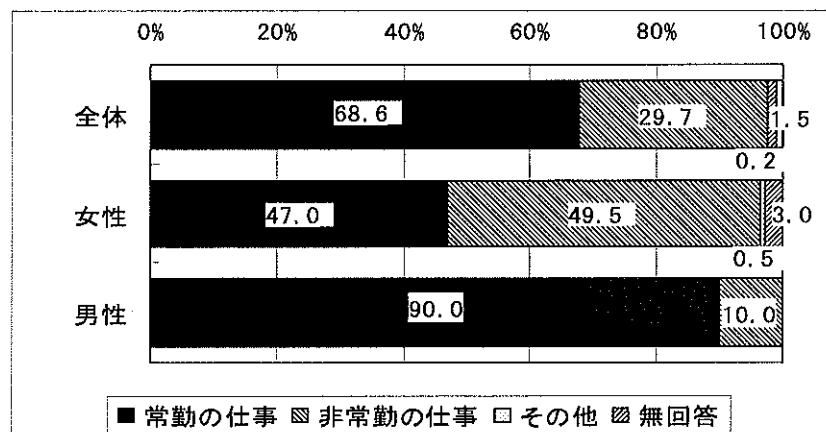
〔現状と課題〕

男女共同参画社会の実現において、就業は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。また、少子化により将来的な労働力不足が懸念されるなかで、特に女性の社会参画が求められています。

アンケート結果によると、勤め人のうち常勤の仕事に就いている人は、男性が90.0%であるのに対して、女性は47.0%にとどまっており、正社員は男性が多く、その他の社員は女性が多い現状にあります。

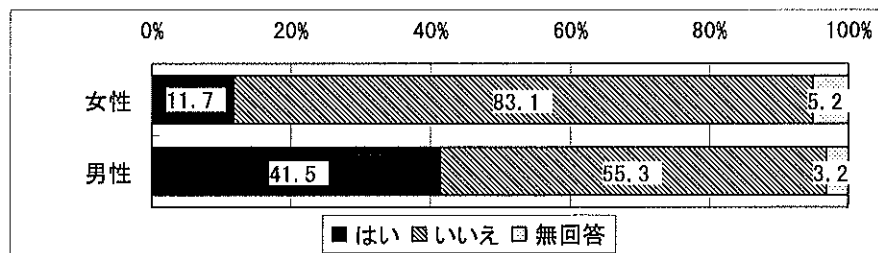
男女雇用機会均等法の改正等により、法的な就業環境の整備は着実に進んでいます。現実には、雇用状況や昇進・昇格については、アンケート結果にみられるように依然として男女格差があり、平等とは言えません。女性が性別により差別されることなく、なおかつ、母性が尊重され、充実した職業生活をおくれるよう関係機関等と連携しながら、事業主に対する情報提供や意識啓発を図ることが重要です。

図5 就労形態について



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図6 役職についているかどうか



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

表1 市内事業所の性別職種別従業者数

	正社員	その他の社員
男性（回答事業所数）	91 事業所	65 事業所
（全体）	2,210 人	629 人
（平均）	24.3 人	9.7 人
女性（回答事業所数）	88 事業所	72 事業所
（全体）	719 人	1,118 人
（平均）	8.2 人	15.5 人

資料：平成18年度海津市男女共同参画に関する事業所アンケート調査

施策の方向1 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知・啓発に努め、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるよう情報提供を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
事業主に対する法制度に関する周知・啓発	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知・啓発活動や情報提供を推進します。	商工観光課
働く男女への情報提供	労働に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供を推進します。	商工観光課

施策の方向2 女性の職業能力発揮のための支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の情報提供を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を推進します。	商工観光課 企画課
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供や相談等の支援を行います。	商工観光課
女性の再就職の支援など雇用環境の整備促進	結婚や出産等で退職した女性を再雇用する制度を設ける等、事業主への情報提供を推進します。	商工観光課

方針2 仕事と家庭との両立への支援

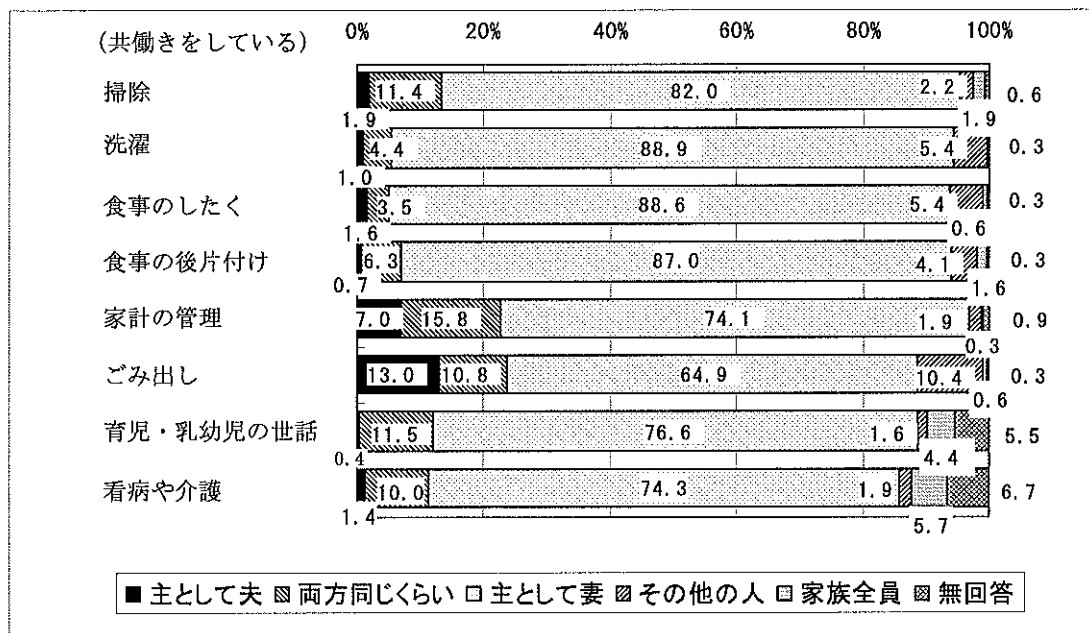
〔現状と課題〕

男女がともに仕事と育児、介護等を両立させ、ゆとりをもった生活を送ることができるようにするための環境づくりをしていくことが重要です。

アンケート調査によると、仕事と育児、介護等を担っているのは女性に多くみられ、仕事をしている女性にとっては、仕事と育児等の負担が大きいといえます。

女性の社会進出が進み、子どもができて働き続ける女性が増える中、保育サービスの充実を図るとともに、男性の育児等への参画を促し、男女がともに仕事と家庭を両立できるような支援が必要です。

図7 共働き世帯で、項目ごとに家庭において主に行っている人は誰か



施策の方向 1 育児との両立支援策の充実

男女がともに育児と仕事を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
保育サービスの充実	働く親を支援するため、市立保育園 5 園、私立保育園 7 園の計 12 保育園で 0 歳児から 5 歳児までの保育を行います。	児童福祉課
延長保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した延長保育の充実を図ります。	児童福祉課
一時保育の充実	保護者の疾病やリフレッシュ、勤務形態等により一時的に保育が必要な子どもを保育園で預かる事業の充実を図ります。	児童福祉課
子育て支援の充実	子育て家庭に対する育児相談指導や子育てサークルの育成・支援等の充実を図ります。	児童福祉課
放課後児童の健全育成対策の充実	小学生を対象に、放課後や長期の休み期間に、留守家庭となる児童に対して留守家庭児童教室の充実を図ります。	児童福祉課
障害児タイムケア事業の充実	養護学校等に通う児童を対象に放課後や長期の休み期間の一時預かりにより、障害児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。	障害福祉課
※ ¹ 育児休業制度の普及・定着促進	広報等様々な媒体を活用して、育児休業制度の周知・啓発活動を推進します。	商工観光課
男性の育児休業取得促進の働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう事業所等へ働きかけを行います。	商工観光課

施策の方向2 介護との両立支援策の充実

介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して※²介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護サービスの充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
介護休業制度の定着促進	介護休業制度の啓発を図り、利用に向けて情報提供を推進します。	商工観光課
介護サービス等の充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を推進します。	高齢福祉課

施策の方向3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の促進

家庭と仕事との両立を目指して、男女がともに働きやすい労働環境の整備に努めていきます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
多様な働き方に関する事業主への情報提供	事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。	商工観光課 農林振興課
パート派遣労働法等の法令周知	パート派遣労働法等の労働関連の法令について、情報提供を推進します。	商工観光課

※1・2 育児休業・介護休業制度

平成13年2月に改正した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、平成3年法律第76号「育児休業等に関する法律」を名称変更・内容充実等をされたもので、その内容としては、1歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。

施策の方向4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立し、地域で幸福に生活することができるような支援策の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
ひとり親家庭の相談・指導の充実	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、相談体制の充実を図ります。	児童福祉課
ひとり親家庭への経済的支援	父子家庭には、父子手当の支給、母子家庭においては、児童扶養手当の支給のほか医療費の助成等経済的支援を図ります。	障害福祉課 児童福祉課
母子家庭への自立支援	母子家庭の自立に必要な自立支援教育訓練給付金の支給や福祉資金の貸付など事業の充実を図ります。	児童福祉課

方針3 農林漁業・商工自営業における労働環境の整備

〔現状と課題〕

農林漁業・商工自営業においては、家族経営を行っている世帯が多く、女性も重要な担い手となっています。

アンケート調査によると、家族従業者として働いている人は、「仕事に定休日がある」「1日の就業時間が決まっている」は半数に満たない状況にあります。

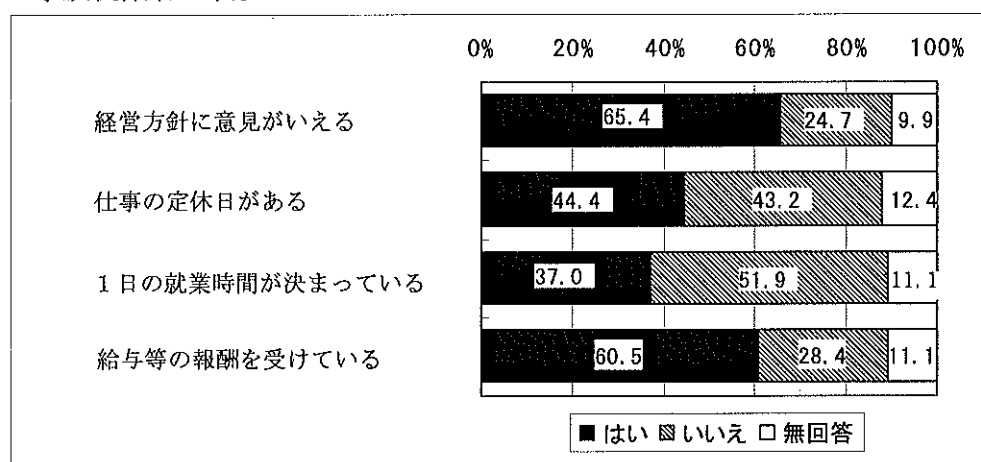
また、*家族経営協定を締結しているのは、専業農家219戸（2005年 農林業センサス調査）に対し59戸（平成18年4月1日現在）で、割合は26.9%です。農林漁業・商工自営業に従事する女性は、仕事をしながら同時に家事や育児等も担っているうえ、労働条件や待遇が不明確である等改善すべき多くの課題があります。

女性の就労条件を明確にし、女性の就労環境の改善を図ることが重要です。

※ 家族経営協定

平成13年2月に改正した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、平成3年法律第76号「育児休業等に関する法律」を名称変更・内容充実等をされたもので、その内容としては、1歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。

図8 家族従業者の状況



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向 1 家族就労者の労働環境の整備

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
家族経営協定締結の促進	農業経営主と家族従業者が労働条件、経営、資産についての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。	農林振興課
岐阜県女性農業経営アドバイザー（GLAMA）いきいきネットワークの推進	岐阜県女性農業経営アドバイザーが会員相互の交流を図り、経営管理能力を高め、女性農業者のリーダーとして積極的な役割を果たすよう支援します。	農林振興課
女性の※認定農業者の推進	共同経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	農林振興課
女性の農業者年金加入の促進	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう働きかけます。	農林振興課 農業委員会
家内労働に従事する女性への情報提供	商工自営業の家族従業者に対しての情報提供や啓発活動を推進します。	商工観光課

※ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切である、②その計画の達成される見込みが確実である、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、といった基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。